再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第四章　［略］	第一章～第四章　［略］
第五章　雑則（第三十五条・第三十六条）	第五章　雑則（第三十五条）
附則	附則
（再生可能エネルギー発電設備の区分等）	（再生可能エネルギー発電設備の区分等）
第三条　法第二条の二第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。	**第三条**　法第二条の二第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。
一～十七の三　［略］	一～十七の三　［略］
十七の四　地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上三万キロワット未満のもの（第十九号の四及び第二十一号の四に掲げるものを除く。）	［新設］
十八　地熱発電設備であって、その出力が三万キロワット以上のもの（第二十号及び第二十二号に掲げるものを除く。）	十八　地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの（第二十号及び第二十二号に掲げるものを除く。）
十九～十九の三　［略］	十九～十九の三　［略］
十九の四　第一種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上三万キロワット未満のもの	［新設］
二十　第一種特定地熱発電設備であって、その出力が三万キロワット以上のもの	二十　第一種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの
二十一～二十一の三　［略］	二十一～二十一の三　［略］
二十一の四　第二種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上三万キロワット未満のもの	［新設］
二十二　第二種特定地熱発電設備であって、その出力が三万キロワット以上のもの	二十二　第二種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの
二十三　［略］	二十三　［略］
二十三の二　メタン発電設備であって、その出力が五十キロワット以上千キロワット未満のもの	二十三の二　メタン発電設備であって、その出力が五十キロワット以上二千キロワット未満のもの
二十三の二の二　メタン発電設備であって、その出力が千キロワット以上二千キロワット未満のもの	［新設］
二十三の三～二十四　［略］	二十三の三～二十四　［略］
二十四の二　森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が五十キロワット以上千キロワット未満のもの	二十四の二　森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が五十キロワット以上二千キロワット未満のもの
二十四の二の二　森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が千キロワット以上二千キロワット未満のもの	［新設］
二十四の三・二十五　［略］	二十四の三・二十五　［略］
二十六　木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。以下同じ。）のうち固体であるものを電気に変換する設備（第二十三号から前号まで及び第二十九号から第二十九号の四までに掲げる設備、一般廃棄物発電設備並びに産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。以下同じ。）であって、その出力が五十キロワット未満のもの	二十六　木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。以下同じ。）のうち固体であるものを電気に変換する設備（第二十三号から前号まで及び第二十九号から第二十九号の三に掲げる設備、一般廃棄物発電設備並びに産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。以下同じ。）であって、その出力が五十キロワット未満のもの